

中心地域整備に関する調査特別委員会報告書

本委員会の調査結果について、会議規則第77条の規定により報告する。

平成31年3月22日

中心地域整備に関する調査特別委員会
委員長 山本 芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

平成27年6月26日に設置された本委員会は、32回の委員会を開催し中心地域整備の在り方について鋭意調査を行ってきた。その調査について報告する。

1. 委員会の経過

第1回から第9回までは「道の駅にちなん日野川の郷」オープンに向けての準備について調査を行った。第10回から第16回までは平成28年4月22日にオープンした「道の駅にちなん日野川の郷」の状況、また生山地区分譲住宅について調査を行った。第17回からは引き続き「道の駅にちなん日野川の郷」の経営状況に加え日南町体育館建築について調査を行い、第19回では島根県奥出雲町亀嵩小学校体育館・八川小学校屋内運動場の現地調査を行った。第24回からは民間活用住宅整備等事業についても調査を開始した。第29回からは日南プレカットに賃貸している町有地についても調査を行った。

尚、平成30年度からは「道の駅にちなん日野川の郷」は株式会社サクセスへ指定管理委託された為、平成29年度までのように月毎の運営状況調査は行っていない。

2. 調査結果及び課題

「道の駅にちなん日野川の郷」は直売所売上が減少するなど当初の目的達成は困難な状況にある。今後は指定管理者提案の「取り組み」が達成され賑わいのある道の駅となることを期待したい。

生山分譲地は8区画の内なお4区画が募集中であり、町営住宅や民間活用住宅などを含めた政策の検討が必要である。

日南プレカットに賃貸している町有地については2021年3月までに町へ返還されるよう本委員会として決議した。

中心地域整備は少子高齢化が急速に進む本町の将来に大きな役割を果たすものであり、健康増進施設や日南プレカットに賃貸している町有地の利活用など将来を見据えた整備計画が求められる。前増原町長が提唱されたコンパクトビレッジ構想と合わせ議会はもとより、全町民が参加した整備構想となるよう期待したい。

以上

発議第3号

日南町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成31年3月22日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

日南町議会委員会条例の一部を改正する条例

日南町議会委員会条例(昭和45年日南町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員の選任) 第6条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 <u>ただし、議長は、常任委員会に所属しないものとする。</u> 2~5 (略)	(委員の選任) 第6条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。_____ _____ 2~5 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後の最初の一般選挙において選出された議員の任期の始まる日から適用する。

発議第 4 号

日南町議会傍聴規則の一部改正について

次のとおり、日南町議会傍聴規則の一部を改正することについて、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

日南町議会傍聴規則の一部を改正する規則

日南町議会傍聴規則（昭和 62 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(傍聴の手続) 第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、 所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人 受付票に記入しなければならない。	(傍聴の手続) 第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、 所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人 受付簿に記入しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。

発議第 5 号

議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項の件の一部改正について

次のとおり、議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項の件の一部改正について、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項の件の一部改正について

議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項の件（昭和 52 年 7 月 26 日議決）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の規定により町長において専決処分することができる。</p> <p>(1) 日南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 45 年日南町条例第 27 号)第 2 条の規定により議会の議決を得た契約を変更する場合において当該変更による契約金額の変更額が 50 万円を超えない範囲で変更すること。</p> <p>(2) 法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償で、その額が 50 万円を超えないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。</p> <p>(3) <u>町の歳入(町税及び地方税の滞納処分の例によることができるものを除く。)</u>で、<u>その額が 100 万円以下のもの徴収に係る訴えの提起、和解及び調停をすること。</u></p>	<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の規定により町長において専決処分することができる。</p> <p>(1) 日南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 45 年日南町条例第 27 号)第 2 条の規定により議会の議決を得た契約を変更する場合において当該変更による契約金額の変更額が 50 万円を超えない範囲で変更すること。</p> <p>(2) 法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償で、その額が 50 万円を超えないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第43号

公益法人への日南町職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり、公益法人への日南町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月22日提出

日南町長 中村 英明

公益法人への日南町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人への日南町職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>公益的法人等</u>への日南町職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等</u>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>への日南町職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>一般財団法人日南町産業振興センター</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(派遣職員を職務に復帰させる場合)</p> <p>第4条 法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは</p>	<p><u>公益法人</u>への日南町職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等</u>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益法人</u>への日南町職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>財団法人日南町地域振興公社</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(派遣職員を職務に復帰させる場合)</p> <p>第4条 法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合_____</p>

所在不明となった場合

(6) (略)

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社（以下特定法人という。）は、町が出資する株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活向上その他広域の増進に寄与するとともに町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして町長が定めるものとする。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(別に定める職員を除く。)

(4) 日南町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(退職派遣者を採用する場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか、又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法

(6) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>又はこの条例の規定に適合しなくなった場合</p> <p>イ 法第10条第1項の規定により締結された取 決めに反することとなった場合</p> <p>ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂 行に支障があり、若しくはこれに堪えない場 合又は長期の休養を要する場合</p> <p>エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場 合</p> <p>(3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を 職員として採用することが必要と認められる場 合</p> <p>(退職派遣者を採用しない場合)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定 める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事 すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他 の法令の規定に違反した場合であって、当該退職 派遣者が引き続き職員として在職したものとみな したならば、地方公務員法第29条の規定による懲 戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合 とする。</p> <p>(取り決めで定める事項)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第13条 法第10条第2項に規定する条例で定める事 項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の 特定法人における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 前号に規定する職員の特定法人における業 務の従事の状況の連絡に関する事項</p> <p>(採用された職員に関する職員の給与に関する条例 の特例)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第14条 法第10条第1項の規定により採用された職 員に関する日南町職員の給与に関する条例第24条 第1項の規定の適用については、特定法人におい て就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補 償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を 公務とみなす。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により 職員として採用された場合における職務の級及び 号給については、部内の他の職員との権衡上必要 と認められる範囲内において、町長が定めるとこ ろにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(報告)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第16条 任命権者は、別に定めるところにより、退 職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退</p>	

<u>職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を町長に報告しなければならない。</u>	
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

平成30年度日南町一般会計補正予算（第11号）

平成30年度日南町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月22日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		2,861,057	133,442	2,994,499
	1 地方交付税	2,861,057	133,442	2,994,499
17 繰入金		263,839	△133,442	130,397
	2 基金繰入金	263,839	△133,442	130,397
歳入	合計	7,465,658	0	7,465,658

平成30年度日南町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,861,057	133,442	2,994,499
17 繰入金	263,839	△133,442	130,397
歳入合計	7,465,658	0	7,465,658

2 歳 入

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	2,861,057	133,442	2,994,499	1 地方交付税	133,442	特別交付税 133,442
計	2,861,057	133,442	2,994,499			

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	152,064	△133,442	18,622	1 財政調整基金繰入金	△133,442	財政調整基金繰入金 △133,442
計	263,839	△133,442	130,397			

予算審査特別委員会 審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成31年3月22日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

記

(付託案件)

- 議案第34号 平成31年度日南町一般会計予算
- 議案第35号 平成31年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 議案第36号 平成31年度日南町介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成31年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成31年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第39号 平成31年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 議案第40号 平成31年度日南町簡易水道事業会計予算
- 議案第41号 平成31年度日南町下水道事業会計予算
- 議案第42号 平成31年度日南町病院事業会計予算

(審査の経過及び結果)

本委員会は、平成31年3月5日、6日、7日、8日、11日、13日、19日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行なった。

その結果、平成31年度各会計予算は、議案第34号、第35号、第37号、第38号については 賛成多数 で、議案第36号、第39号、第40号、第41号、第42号については 全員一致 で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

(審査意見)

【一般会計】

1. 総務課及び福祉保健課

(1) 職員健康福利厚生事業及び健康増進事業(健診受診者を対象にした実践型健康セミナー)

職員の健康増進は重要であるが、一般町民においても同様である。これまでの健康増進事業等の取り組みを踏まえて、委託先やプログラムを再検討されたい。町職員と同様のプログラムを健診受診者にも実施されたい。

健康増進を進めるうえで、まず庁舎敷地内の全面禁煙を検討するなど積極的な取り組みを実施されたい。

2. 企画課

(1) 企画一般管理事務(行政改革)

2020年から2024年までの5か年計画を策定されるが、事務事業評価のみならず施策の体系図を作成するなどにより効率的な行財政運営につながるよう取り組まれたい。

(2) 電算管理運営事務ほか(情報発信)

ホームページの更新及び再構成が検討されるが、フェイスブック、ちゃんねる日南、防災行政無線及び広報にちなんでの連携した情報発信やタイムリーな情報更新ができるよう体制の整備も併せて検討されたい。

(3) 公共交通確保総合対策事業

平成31年度もデマンドバスのドア・ツー・ドア化の実証事業として引き続き高齢者等タクシー助成事業が実施されるが、コンパクトビレッジ構想の充実のためにも公共交通総合計画(概要版)の本計画策定と交通空白地帯の解消実現に取り組まれたい。

(4) 観光振興対策事業

観光振興事業のほぼすべてが法人化される観光協会に委託されるが、法人独自の戦略による事業展開と併せて法人化のメリットが出るような運営となるよう指導されたい。

3. 住民課

(1) 環境保全対策事業

環境審議会が平成30年度一回も開催されていない。日南町環境施策の計画達成や取り組み状況を審議する重要な諮問機関である。定期的開催されたい。

4. 福祉保健課

(1) 高齢者生活福祉センター管理運営事務（かすみ荘居住部門運営）

かすみ荘は居住部門のみが残ることになるが、施設や安全の管理に課題がある。冬期間の入居時期までに代替施設を確保し居住部門の運営を終了されたい。

5. 農林課

(1) 林業一般管理事務

原木価格は比較的高値水準にあるが、株式会社オロチの経営は安定してきている。将来の事業計画等を見据えて原木価格安定対策事業の在り方を検討されたい。

6. 教育課

(1) 中学校施設営繕改良事業

校舎トイレ改修工事は2階3階だけではなく1階も実施すべきである。また、中学校体育館のトイレも早急に改修されたい。

(2) 総合文化センター管理事務費（エレベーター改修工事）

部品生産中止に伴う供給停止によって改修工事が必要となった。安全確保のためにはやむを得ないが改修工事にあたり、事業費の低減や将来の維持費等を十分考慮されたい。

【日南病院事業会計】

平成30年度63,160千円に続き平成31年度も62,624千円を地域医療総合確保基金から繰り入れる。

地域医療の核となる日南病院は、医療の充実とともに健全経営を求められる。町民の意見を取り入れるとともに経営診断を受けるなど抜本的な経営改革に取り組まれたい。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成30年陳情第4号「沖縄県による『辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意志』を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情」につき、審査の結果を報告する。

平成31年3月22日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成31年3月14日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **賛成多数** をもって **趣旨採択** と決定した。

理 由

沖縄県民の意志を尊重すべきではあるが、普天間基地の危険性を排除することが最優先課題である。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成31年陳情第1号「後期高齢者の医療費窓口負担の『原則1割』の継続を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

平成31年3月22日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成31年3月14日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **賛成少数** をもって **不採択** と決定した。

理 由

医療費が増加する中で世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、2割の窓口負担割合について審議することは妥当である。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成31年陳情第2号「教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

平成31年3月22日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成31年3月14日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **賛成多数** をもって **採択** と決定した。

理 由

教職員がゆとりをもって教育活動を行うための改善をすべきである。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成31年陳情第3号「2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

平成31年3月22日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成31年3月14日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **不採択** と決定した。

理 由

社会保険料など現役世代に年々負担が増加しており、財源確保のためには国民全体に負担を求める消費税増税はやむを得ない。

発議第6号

教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成31年3月22日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書（案）

1月25日に開催された中教審総会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」）をまとめ、文部科学大臣に提出した。

文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。「答申」で示された「1年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。

すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものである。

記

1. 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の根本的な改善を行うこと。
2. 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成31年3月22日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣 安倍晋三様
文部科学大臣 柴山昌彦様

議 員 派 遣 の 件

平成31年3月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 鳥取県町村監査委員協議会定期総会並びに研修会
 - (1) 目 的 議員の能力向上・議会の活性化
 - (2) 派遣場所 湯梨浜町
 - (3) 期 日 平成31年4月24日
 - (4) 派遣議員 近藤 仁志 議員

委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

平成31年3月22日

日南町議会議長

村 上 正 広

記

委 員 会	事 件	期 限
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会の運営に関する事項	任期満了までの間
議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行に関する事項	〃